

令和元年6月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
100	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件
101	秋田市市税条例等の一部を改正する件
102	秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例および秋田市行政不服審査法施行条例の一部を改正する件
103	秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件
104	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
105	秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
106	秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例の一部を改正する件
107	秋田市森林環境譲与税基金条例を設定する件
108	秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する件
109	秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件
110	秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する件
111	秋田市手数料条例の一部を改正する件
112	秋田市火災予防条例の一部を改正する件
113	秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件
114	秋田駅東西連絡自由通路天井耐震補強工事に関する施行協定を締結する件
115	泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業に伴う都市施設新設工事施行協定を締結する件
116	旧県立美術館改修工事請負契約を締結する件
117	旧県立美術館電気設備改修工事請負契約を締結する件
118	旧県立美術館機械設備改修工事請負契約を締結する件
119	県指定有形文化財旧松倉家住宅修復整備工事請負契約を締結する件
120	仁井田地区コミュニティセンター（仮称）新築工事請負契約を締結する件
121	市道仙翁台線道路災害復旧（30災152号）工事請負契約を締結する件
122	泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事請負契約を締結する件

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 123 | はしご付消防ポンプ自動車を購入入れる件 |
| 124 | 消防ポンプ自動車を購入入れる件 |
| 125 | 救急自動車を購入入れる件 |
| 126 | 令和元年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件 |
| 127 | 令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件 |
| 128 | 令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件 |

議案第100号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表指定病院等における不在者投票の外部立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表開票および選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

選挙長等の報酬の額を改定するため、改正しようとするものである。

議案第101号

秋田市市税条例等の一部を改正する件

秋田市市税条例等の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

(秋田市市税条例の一部改正)

第1条 秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条の6第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

第35条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前年度において第1項第5号又は第6号の規定により減免を受けた者であって、当該年度において引き続き当該減免を受けた事由に変更がないと市長が確認することができるものは、前項の申請書の提出を要しない。

附則第6条の5の3第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第6条の5の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第6条の7の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控

除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村もしくは特別区の長（次項および第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項および第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第6条の7の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条の8の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第6条の8の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を

同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称および個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積

(3) 家屋の建築年月日および登記年月日

附則第14条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項および次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第14条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第14条第7項を同条第4項とする。

附則第15条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

第2条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第29条の2第2項中「第8項」を「第9項」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2

第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者もしくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第29条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項もしくは第7項」を「同条第7項もしくは第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第13条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断

をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第70条の5第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第13条の2を附則第13条の2の2とし、附則第13条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第13条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第13条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。附則第13条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第70条の3（第2号に係る部分に限る。）および前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第14条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第15条の見出しおよび同条第1項から第3項までの規定中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

第3条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第14条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動

車のうち、自家用の乗用のものに対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち秋田市市税条例附則第13条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第13条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加える。

第2条のうち秋田市市税条例附則第14条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り」を削る。

第4条のうち秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秋田市条例第54号）附則第13項の表の改正規定中「附則第14条」を「附則第14条第1項」に改める。

第5条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち秋田市市税条例第33条の6第1項の改正規定中「および第11項」を「、第11項および第13項」に改め、同条に3項を加える改正

規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「および第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期

間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1項第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第5号中「3項」を「8項」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）ならびに附則第13項および附則第14項の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条中秋田市市税条例第29条の2第2項の改正規定および同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に1項を加える改正規定ならびに第29条の3の2、第29条の3の3および第29条の4の改正規定ならびに附則第6項から附則第8項までの規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中秋田市市税条例第17条の改正規定および附則第9項の規定
令和3年1月1日

(4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）および附則第15項の規定
令和3年4月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第27条の6ならびに附則第6条の5の4および附則第6条の7の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の6第1項および附則第6条の7の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第6条の7の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は秋田市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年秋田市条例第 号） 附則第5項の規定によりな

		お従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の秋田市市税条例附則第6条の7第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
--	--	---

- 5 新条例附則第6条の7第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例（次項および附則第8項において「2年新条例」という。）第29条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合および同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 7 2年新条例第29条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき秋田市市税条例第29条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第29条の3の2第1項および第2項に規定する申告書について適用する。
- 8 2年新条例第29条の3の3第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭

和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

- 9 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例第17条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 10 新条例第35条第3項の規定は、令和2年度以後の年度分の法人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 11 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 12 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 13 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例(次項において「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 14 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

- 15 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正（平成31年法律第2号）に伴い、軽自動車税の税率の特例等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第102号

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例および秋田市行政不服審査法
施行条例の一部を改正する件

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例および秋田市行政不服審査法施行
条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例および秋田市行政不服審査法
施行条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例（昭和63年秋田市条例第17号）別表第2の備考の1から備考の3まで
- (2) 秋田市行政不服審査法施行条例（平成28年秋田市条例第7号）別表の備考の2

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

工業標準化法の一部改正（平成30年法律第33号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第103号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件

秋田市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市大住地区コミュニティセンターの項中「秋田市仁井田字西潟敷463番地」を「秋田市大住南二丁目7番24号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

住居表示の実施に伴い、大住地区コミュニティセンターの位置の表示を改めるため、改正しようとするものである。

議案第104号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「の学部で」を「（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。）において」に改める。

第28条第1号中「卒業した者」の次に「（学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第15号）等に伴い、母子生活支援施設の職員の資格要件を改めるため、改正しようとするものである。

議案第105号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成31年厚生労働省令第50号）に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、改正しようとするものである。

議案第106号

秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例の一部を改正する件

秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例（昭和31年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の表面中 「 自平成 年 月 日 「 入林期間 至平成 年 月 日 入林 を

秋 田 市 役 所」

自 年 月 日
期間 至 年 月 日
に改める。

秋田市長 印」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第107号

秋田市森林環境譲与税基金条例を設定する件

秋田市森林環境譲与税基金条例を次のように設定する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に規定する森林環境譲与税を同法第34条第1項の規定により森林の整備およびその促進に要する経費に充てるため、秋田市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運

用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林の整備およびその促進に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

森林環境譲与税を森林の整備およびその促進に要する経費に充てることを目的とする森林環境譲与税基金を設置するため、この条例を設定しようとするものである。

議案第108号

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する件

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年秋田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車および自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種もしくは第四種の道路又は自動車および歩行者の交通量が多い第三種もしくは第四種の道路（自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況そ

の他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第四種の道路」を「（第四級および第五級を除く。次項において同じ。）又は第四種（第三級および第四級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「もしくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の市が管理する市道については、改正後の秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例第8条の2ならびに第9条第1項および第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

道路構造令の一部改正（平成31年政令第157号）に伴い、自転車通行帯の設置要件等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第109号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 檜山石塚谷地地区整備計画の項を削る。

別表第2 檜山石塚谷地地区整備計画区域の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による秋田都市計画檜山石塚谷地地区計画の廃止に係る告示の日以後にした行為（当該告示により廃止される前の同地区計画の区域内においてしたものに限る。）については、改正前の秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定は、適用しない。

提案理由

地区計画の変更に伴い、檜山石塚谷地地区整備計画区域における建築物の用途の制限等を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第110号

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する件

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田市立学校授業料等徴収条例（昭和24年秋田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「秋田商業高等学校	2,200円」を
「秋田商業高等学校	2,200円
御所野学院高等学校	2,200円」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市立学校授業料等徴収条例の規定は、令和2年4月1日以後に入学し、又は転入学する者に係る入学検定料について適用する。

提案理由

御所野学院高等学校の入学者の選抜の実施に伴い、同校の入学検定料を定めるため、改正しようとするものである。

議案第111号

秋田市手数料条例の一部を改正する件

秋田市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6第3号のオ中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（令和元年政令第12号）に準じ、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料の額を改めるため、改正しようとするものである。

議案第112号

秋田市火災予防条例の一部を改正する件

秋田市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項および第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第35条第1項第1号中「防火対象物」の次に「（同表(3)項に掲げる防火対象物にあつては、令第10条第1項第1号ロに掲げるものを除く。）」を加え、「延面積」を「延べ面積」に改め、同項第2号中「延面積」を「延べ面積」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は令和

元年7月1日から、第35条第1項第1号の改正規定（「延面積」を「延べ面積」に改める部分を除く。）は同年10月1日から施行する。

提案理由

特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した施設に係る住宅用防災警報器等の設置の免除について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第113号

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件

秋田市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項に次の1号を加える。

(4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 10,000円

第37条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正（平成30年法律第92号）等に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第114号

秋田駅東西連絡自由通路天井耐震補強工事に関する施行協定を締結する件

次により工事施行協定を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 協 定 名 | 秋田駅東西連絡自由通路天井耐震補強工事に関する
施行協定 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市中通七丁目1番2号 |
| 3 | 協 定 金 額 | 610,460,400円 |
| 4 | 協定の相手方 | 秋田市中通七丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員秋田支社長 菊地 正 |

提案理由

秋田駅東西連絡自由通路天井耐震補強工事に関する施行協定を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第115号

泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業に伴う都市施設新設工事施行協定を締結する件

次により工事施行協定を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 協 定 名 | 泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業に伴う都市施設
新設工事施行協定 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市泉菅野二丁目18番地内 |
| 3 | 協 定 金 額 | 259,160,000円 |
| 4 | 協定の相手方 | 秋田市中通七丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員秋田支社長 菊 地 正 |

提案理由

泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業に伴う都市施設新設工事施行協定を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第116号

旧県立美術館改修工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 旧県立美術館改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市千秋明德町3番7号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 477,840,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 中央土建・伊藤・藤重特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市大町一丁目3番8号
秋田ディライトビル1階
中央土建株式会社
代表取締役 伊 藤 久 嗣 |

提案理由

旧県立美術館改修工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第117号

旧県立美術館電気設備改修工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 旧県立美術館電気設備改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市千秋明德町3番7号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 188,100,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 日電興・千代田特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市中通六丁目13番25号
日本電機興業株式会社
代表取締役 進 藤 正 己 |

提案理由

旧県立美術館電気設備改修工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第118号

旧県立美術館機械設備改修工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 旧県立美術館機械設備改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市千秋明德町3番7号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 268,400,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 羽後設備・山二施設建設工事共同企業体
代表者 秋田市泉中央二丁目2番29号
羽後設備株式会社
代表取締役社長 佐藤 裕之 |

提案理由

旧県立美術館機械設備改修工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第119号

県指定有形文化財旧松倉家住宅修復整備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 県指定有形文化財旧松倉家住宅修復整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市旭南二丁目7番29号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 424,490,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 池田・長谷駒建設工事共同企業体
代表者 宮城県仙台市青葉区五橋二丁目1番4号
池田建設株式会社東北支店
執行役員支店長 矢 島 裕 |

提案理由

県指定有形文化財旧松倉家住宅修復整備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第120号

仁井田地区コミュニティセンター（仮称）新築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 仁井田地区コミュニティセンター（仮称）新築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市仁井田本町四丁目20番1、22番1、22番2、
174番2 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 337,700,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 長谷駒・石川・山建開発特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市南通築地8番10号
株式会社長谷駒組
代表取締役 長谷川 尚 造 |

提案理由

仁井田地区コミュニティセンター（仮称）新築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第121号

市道仙翁台線道路災害復旧（30災152号）工事請負契約を締結する
件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 市道仙翁台線道路災害復旧（30災152号）工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市河辺岩見字深沢地内 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 396,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 奥山・岡精・渡部特定建設工事共同企業体
代表者 秋田県横手市神明町10番39号
奥山ボーリング株式会社
代表取締役 奥 山 信 吾 |

提案理由

市道仙翁台線道路災害復旧（30災152号）工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第122号

泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事請負契約を締結する
件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市泉菅野二丁目地内ほか |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 365,200,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 佐々木・珍田・足利特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市南通みその町4番73号
株式会社佐々木組
取締役社長 石 塚 英 公 |

提案理由

泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第123号

はしご付消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | はしご付消防ポンプ自動車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 118,800,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市山王六丁目10番9号
猿田興業株式会社
代表取締役社長 猿 田 知 久 |

提案理由

はしご付消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第124号

消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 消防ポンプ自動車（CD-I型水槽付き） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 43,230,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市檜山登町1番20号
株式会社相場商店
代表取締役 相 場 栄 利 |

提案理由

消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第125号

救急自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 救急自動車（秋田南救急） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 21,546,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 秋田市泉中央二丁目1番3号
秋田トヨタ自動車株式会社
代表取締役 大 柳 康三郎 |

提案理由

救急自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第126号

令和元年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ978,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,065,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	22,570,959	307,273	22,878,232
	2 国庫補助金	4,286,510	307,273	4,593,783
17	県支出金	9,215,195	3,691	9,218,886
	2 県補助金	2,655,309	1,539	2,656,848
	3 委託金	653,769	2,152	655,921
21	繰越金	700,000	118,907	818,907
	1 繰越金	700,000	118,907	818,907
22	諸収入	8,893,527	4,874	8,898,401
	5 雑入	1,627,085	4,874	1,631,959
23	市債	13,001,600	544,000	13,545,600
	1 市債	13,001,600	544,000	13,545,600
	歳 入 合 計	135,086,806	978,745	136,065,551

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 17,727,888	千円 5,752	千円 17,733,640
	1 総務管理費	15,657,994	3,600	15,661,594
	4 選挙費	357,307	2,152	359,459
3 民生費		50,844,121	91,769	50,935,890
	1 社会福祉費	23,164,377	11,576	23,175,953
	2 児童福祉費	18,395,397	80,193	18,475,590
6 農林水産業費		2,914,237	1	2,914,238
	3 林業費	269,978	1	269,979
7 商工費		9,521,777	43,550	9,565,327
	1 商工費	9,521,777	43,550	9,565,327
8 土木費		13,896,246	778,273	14,674,519
	2 道路橋りょう費	3,965,582	310,813	4,276,395
	5 都市計画費	4,069,331	467,460	4,536,791
10 教育費		11,132,398	47,800	11,180,198
	3 中学校費	1,362,072	47,800	1,409,872
11 災害復旧費		246,838	11,600	258,438
	1 農林水産施設災害復旧費	9,568	11,600	21,168
歳 出 合 計		135,086,806	978,745	136,065,551

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市計画費	泉・外旭川新駅 (仮称) 等整備事業	千円 2,031,629	平成29年度	千円 3,300	千円 2,031,629	平成29年度	千円 3,300
				平成30年度	169,849		平成30年度	169,849
				令和元年度	449,252		令和元年度	553,934
				令和2年度	1,404,228		令和2年度	1,299,546
				令和3年度	5,000		令和3年度	5,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
汎用機オープン化事業 (令和元年度設定)	令和元年度 ∩ 令和3年度	千円 168,587

(変更)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
中心市街地商業集積促進事業費補助金	令和元年度 ∩ 令和3年度	千円 23,750	令和元年度 ∩ 令和3年度	千円 50,750

第4表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
児童福祉費	千円 131,200	千円 21,600	千円 152,800			
道路橋りょう費	1,013,700	113,100	1,126,800			
土地区画整理費	849,100	280,700	1,129,800			
街路事業費	103,000	45,800	148,800			
駅周辺施設整備費	190,400	47,100	237,500			
中学校費	35,800	28,200	64,000			
農林水産施設 災害復旧費	4,900	7,500	12,400			
計	13,001,600	544,000	13,545,600			

議案第127号

令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,119,221千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	496,500	311,964	808,464
	1 国庫補助金	496,500	311,964	808,464
3	繰入金	984,337	311,964	1,296,301
	1 一般会計繰入金	984,337	311,964	1,296,301
	歳入合計	1,495,293	623,928	2,119,221

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		1,492,793	623,928	2,116,721
	1 土地区画整理費	1,492,793	623,928	2,116,721
	歳 出 合 計	1,495,293	623,928	2,119,221

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
都市計画道路千秋山崎線整備事業	令和2年度 ） 令和8年度	千円 6,247,500

議案第128号

令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,103,407千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 6,496	千円 14,193	千円 20,689
	1 繰越金	6,496	14,193	20,689
歳入合計		30,089,214	14,193	30,103,407

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		千円 6,551	千円 14,193	千円 20,744
	1 償還金及び還付加算金	6,551	14,193	20,744
歳 出 合 計		30,089,214	14,193	30,103,407

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	17,727,888	5,752	17,733,640
3 民生費	50,844,121	91,769	50,935,890
6 農林水産業費	2,914,237	1	2,914,238
7 商工費	9,521,777	43,550	9,565,327
8 土木費	13,896,246	778,273	14,674,519
10 教育費	11,132,398	47,800	11,180,198
11 災害復旧費	246,838	11,600	258,438
歳 出 合 計	135,086,806	978,745	136,065,551

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 750,207	千円 59,785	千円 809,992	2 障害者福祉費 補助金	千円 8,740
				4 児童福祉費補 助金	51,045
6 土木費国庫補助金	1,695,516	237,388	1,932,904	2 道路橋りょう 費補助金	185,047
				4 都市計画費補 助金	52,341
8 教育費国庫補助金	194,775	10,100	204,875	2 中学校費補助 金	10,100
計	4,286,510	307,273	4,593,783		

1 7 款 県支出金

2 項 県補助金

2 民生費県補助金	1,800,464	1,539	1,802,003	4 児童福祉費補 助金	1,539
計	2,655,309	1,539	2,656,848		

1 7 款 県支出金

3 項 委託金

1 総務費委託金	637,376	2,152	639,528	3 選挙費委託金	2,152
計	653,769	2,152	655,921		

説	明	千円
18 障害者自立支援給付支払等システム改修費補助金	(福祉総)	8,740
30 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	(子ども総)	5,751
58 保育所等整備交付金	(子ども育)	17,234
66 子ども・子育て支援事業費補助金	(子ども育)	28,060
03 社会資本整備総合交付金	(建設総)	185,047
16 社会資本整備総合交付金	(都市総)	52,341
06 学校施設環境改善交付金	(教委総)	10,100

37 認定こども園施設整備事業費補助金	(子ども育)	1,539
---------------------	--------	-------

07 参議院議員選挙委託金	(選挙委)	2,152
---------------	-------	-------

16款 国庫支出金 17款 県支出金

2 1 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 700,000	千円 118,907	千円 818,907	1 前年度繰越金	千円 118,907
計	700,000	118,907	818,907		

2 2 款 諸収入

5 項 雑入

4 雑入	1,627,082	4,874	1,631,956	4 市民生活雑入	3,600
				5 福祉保健雑入	1,274
計	1,627,085	4,874	1,631,959		

2 3 款 市債

1 項 市債

2 民生債	167,200	21,600	188,800	2 児童福祉債	21,600
7 土木債	2,428,100	486,700	2,914,800	1 道路橋りょう債	113,100
				3 都市計画債	373,600
9 教育債	1,015,400	28,200	1,043,600	3 中学校債	28,200
10 災害復旧債	74,500	7,500	82,000	1 農林水産施設 災害復旧債	7,500
計	13,001,600	544,000	13,545,600		

説	明	
01 前年度繰越金	(財 政)	千円 118,907

64 自治総合センターコミュニティ助成金	(西市セ)	1,700
78 自治総合センターコミュニティ助成金	(北市セ)	1,900
73 老人福祉施設整備費補助金返還金	(福祉総)	1,274

01 児童福祉施設建設債	(財 政)	21,600
01 道路橋りょう整備債	(財 政)	113,100
01 土地区画整理事業債	(財 政)	280,700
02 街路事業債	(財 政)	45,800
11 駅周辺施設整備債	(財 政)	47,100
01 中学校建設債	(財 政)	28,200
02 林業施設災害復旧債	(財 政)	7,500

21款 繰越金 22款 諸収入 23款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
12 地域振興費	千円 1,329,679	千円 3,600	千円 1,333,279	千円	千円	千円 3,600	千円
計	15,657,994	3,600	15,661,594	0	0	3,600	0

2 款 総務費

4 項 選挙費

3 参議院議員 選挙費	93,665	2,152	95,817	2,152			
計	357,307	2,152	359,459	2,152	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障害者福祉 費	7,389,849	10,302	7,400,151	8,740			1,562
3 老人福祉費	1,019,454	1,274	1,020,728			1,274	
計	23,164,377	11,576	23,175,953	8,740	0	1,274	1,562

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助 及び交付金	千円 3,600	【市民生活部関係】 コミュニティ助成事業	千円 3,600 3,600

1 報酬	103	【選挙管理委員会関係】	2,152
11 需用費	333	参議院議員選挙経費	2,152
14 使用料及び賃 借料	11		
18 備品購入費	1,705		

13 委託料	10,302	【福祉保健部関係】	10,302
		障がい福祉等システム改修経費	10,302
23 償還金、利子 及び割引料	1,274	【福祉保健部関係】	1,274
		老人福祉施設整備費補助金	1,274

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 11,158,497	千円 80,193	千円 11,238,690	千円 52,584	千円 21,600	千円	千円 6,009
計	18,395,397	80,193	18,475,590	52,584	21,600	0	6,009

6款 農林水産業費

3項 林業費

2 林業振興費	109,618	1	109,619				1
計	269,978	1	269,979	0	0	0	1

7款 商工費

1項 商工費

2 商業振興費	7,094,750	43,550	7,138,300				43,550
計	9,521,777	43,550	9,565,327	0	0	0	43,550

節		説	明	
区 分	金 額			
3 職員手当等	千円 15,743	【子ども未来部関係】	千円 80,193	
11 需用費	2,642		児童福祉施設等整備費補助金	46,382
12 役務費	5,549		未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金給付事業	5,751
13 委託料	4,627		幼児教育・保育無償化関係経費	28,060
19 負担金、補助 及び交付金	51,632			

25 積立金	1	【産業振興部関係】	1
		森林環境譲与税基金積立金	1

8 報償費	350	【産業振興部関係】	43,550
19 負担金、補助 及び交付金	43,200	中心市街地商業集積促進事業	43,550

3 款 民生費 6 款 農林水産業費 7 款 商工費

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
3 道路新設改良費	千円 702,150	千円 5,176	千円 707,326	千円 16,947	千円 △10,600	千円	千円 △1,171
4 橋りょう維持費	521,377	305,637	827,014	168,100	123,700		13,837
計	3,965,582	310,813	4,276,395	185,047	113,100	0	12,666

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,905,432	155,496	2,060,928	52,341	92,900		10,255
2 土地区画整理費	984,337	311,964	1,296,301		280,700		31,264
計	4,069,331	467,460	4,536,791	52,341	373,600	0	41,519

10款 教育費

3項 中学校費

4 学校建設費	62,500	47,800	110,300	10,100	28,200		9,500
計	1,362,072	47,800	1,409,872	10,100	28,200	0	9,500

節		説	明
区 分	金 額		
22 補償、補填及 び賠償金	千円 5,176	【建設部関係】 電線共同溝整備事業	千円 5,176 5,176
13 委託料	50,000	【建設部関係】 橋りょう修繕事業	305,637
15 工事請負費	145,637		305,637
19 負担金、補助 及び交付金	110,000		

15 工事請負費	104,682	【建設部関係】 県施行街路事業負担金	50,814 50,814
19 負担金、補助 及び交付金	50,814	【都市整備部関係】 泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業	104,682 104,682
28 繰出金	311,964	【都市整備部関係】 土地区画整理会計繰出金	311,964 311,964

15 工事請負費	47,800	【教育委員会関係】 中学校施設等改修経費	47,800 47,800

8 款 土木費 10 款 教育費

1 1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 林業施設災害復旧費	千円 9,567	千円 11,600	千円 21,167	千円	千円 7,500	千円	千円 4,100
計	9,568	11,600	21,168	0	7,500	0	4,100

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	千円 11,600	【産業振興部関係】 林業施設災害復旧事業	千円 11,600 11,600

1 1 款 災害復旧費

継続費についての前前年度末までの支出
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

(変更)

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円			
8 土木費	5 都市計画費	泉・外旭川新駅(仮称)等整備事業	29	補正前	千円 3,300				千円 3,300
				補正額					
				補正後	3,300				3,300
			30	補正前	169,849	31,254	34,700		103,895
				補正額					
				補正後	169,849	31,254	34,700		103,895
			元	補正前	449,252	138,459	113,500		197,293
				補正額	104,682	52,341	47,100		5,241
				補正後	553,934	190,800	160,600		202,534
			2	補正前	1,404,228	437,947	317,200		649,081
				補正額	△ 104,682	△ 52,341	△ 47,100		△ 5,241
				補正後	1,299,546	385,606	270,100		643,840
			3	補正前	5,000				5,000
				補正額					
				補正後	5,000				5,000
			計	補正前	2,031,629	607,660	465,400		958,569
				補正額					
				補正後	2,031,629	607,660	465,400		958,569

額、前年度末までの支出額又は支出額
並びに事業の進行状況等に関する調書

前前年度の 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
1,209	1,209		1,209		0.1
	171,940		171,940		8.4
		553,934	553,934		27.3
				1,299,546	
				5,000	
1,209	173,149	553,934	727,083	1,304,546	35.8

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
汎用機オープン化事業 (令和元年度設定)	千円 168,587	令和元年度 ┆ 令和3年度	千円 168,587

(変更)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
中心市街地商業集積促進事業費補助金	補正前 千円 23,750	令和元年度 ┆ 令和3年度	千円 23,750
	補正額 27,000	令和元年度 ┆ 令和3年度	27,000
	補正後 50,750	令和元年度 ┆ 令和3年度	50,750

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源		源	一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 168,587

左の財源内			訳
特 定 財 源		源	一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 23,750
			27,000
			50,750

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	75,380,959	7,444,000	536,500	7,980,500
(1) 土 木	32,428,258	2,344,100	486,700	2,830,800
(2) 農 林 水 産	1,060,006	241,200		241,200
(3) 教 育	10,244,008	925,500	28,200	953,700
(4) 公 営 住 宅	2,869,494	78,200		78,200
(5) 保 健 衛 生	5,456,640	450,100		450,100
(6) 消 防	3,648,612	241,800		241,800
(7) 民 生	522,038	167,200	21,600	188,800
(8) 商 工	2,690	33,100		33,100
(9) 過 疎 債	405,431	221,300		221,300
(10) そ の 他	18,743,782	2,741,500		2,741,500
2 災 害 復 旧 債	561,449	74,500	7,500	82,000
(1) 土 木	285,025	69,600		69,600
(2) 農 林 水 産	185,355	4,900	7,500	12,400
(3) 教 育	3,859			
(4) 公 営 住 宅	1,210			
(5) 保 健 衛 生	86,000			
3 そ の 他	60,505,787	5,483,100		5,483,100
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	1,264,256			
(2) 減税補てん債	1,163,816			
(3) 臨時財政対策債	58,077,715	5,483,100		5,483,100
合 計	136,448,195	13,001,600	544,000	13,545,600

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
8,682,150		8,682,150	74,679,309
3,410,773		3,410,773	31,848,285
90,301		90,301	1,210,905
1,265,488		1,265,488	9,932,220
204,814		204,814	2,742,880
840,316		840,316	5,066,424
580,672		580,672	3,309,740
75,557		75,557	635,281
1,351		1,351	34,439
86,321		86,321	540,410
2,126,557		2,126,557	19,358,725
19,206		19,206	624,243
11,173		11,173	343,452
7,444		7,444	190,311
288		288	3,571
301		301	909
			86,000
4,384,260		4,384,260	61,604,627
112,689		112,689	1,151,567
269,805		269,805	894,011
4,001,766		4,001,766	59,559,049
13,085,616		13,085,616	136,908,179

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 978,745 千円
 上記のうち特定財源 859,838
 差 引 一 般 財 源 118,907

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
21 繰越金	118,907	1 繰越金	118,907
計	118,907		

土地区画整理会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 事業費	1,492,793	623,928	2,116,721
歳 出 合 計	1,495,293	623,928	2,119,221

2 歳 入

1 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 土地区画整理費国庫補助金	千円 496,500	千円 311,964	千円 808,464	1 土地区画整理 費補助金	千円 311,964
計	496,500	311,964	808,464		

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	984,337	311,964	1,296,301	1 一般会計繰入 金	311,964
計	984,337	311,964	1,296,301		

説	明	
07 社会資本整備総合交付金	(都市総)	千円 311,964

01 一般会計繰入金	(都市総)	311,964

3 歳 出

1 款 事業費

1 項 土地区画整理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 秋田駅東第三地区土地 区画整理費	千円 1,467,741	千円 403,928	千円 1,871,669	千円 201,964	千円	千円	千円 201,964
3 秋田駅西北 地区土地区 画整理費	22,909	220,000	242,909	110,000			110,000
計	1,492,793	623,928	2,116,721	311,964	0	0	311,964

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 19,570	【都市整備部関係】 秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 403,928
22 補償、補填及 び賠償金	384,358		403,928
19 負担金、補助 及び交付金	220,000	【都市整備部関係】 秋田駅西北地区土地区画整理事業	220,000 220,000

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
都市計画道路千秋山崎線整備事業	千円 6,247,500	令和2年度 ～ 令和8年度	千円 6,247,500

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
3,123,750			3,123,750

介 護 保 險 事 業 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(保険事業勘定)

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	千円 6,496	千円 14,193	千円 20,689
歳入合計	30,089,214	14,193	30,103,407

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金	千円 6,551	千円 14,193	千円 20,744
歳 出 合 計	30,089,214	14,193	30,103,407

2 歳 入

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 6,496	千円 14,193	千円 20,689	1 前年度繰越金	千円 14,193
計	6,496	14,193	20,689		

	説	明	千円
01 前年度繰越金		(福祉総)	14,193

3 歳 出

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 償還金	千円 1	千円 14,193	千円 14,194	千円	千円	千円 14,193	千円
計	6,551	14,193	20,744	0	0	14,193	0

節		説明	
区分	金額		
23 償還金、利子 及び割引料	千円 14,193	【福祉保健部関係】	千円 14,193
		償還金	14,193